

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
4 畑かん施設工	1 埋設深、延長 2 施工状況 3 使用材料	埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
5 管水路 (パイプライン)	1 基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長 2 施工状況 3 使用材料	継手部施工状況 勾配の状況、埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
6 農用地造成工 (1) 土壌改良  (2) 改良山成	1 pH測定  2 基準高  3 施工状況	酸性・アルカリ度測定  盛土部分は出来形図面による。 切り土部分から盛土部への傾斜状況 仕上がり状況	施工管理記録又は実測による。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
7 さく井工事	1 深度、口径 2 施工状況 3 使用材料 4 揚水試験結果	ケーシング深度、口径 掘削口径 ケーシング、ストレーナの形状、品質、寸法 揚水量、揚水時間	工事写真及び試験結果資料等で判定   品質管理資料等で判定

#### オ. 合格判定方法

検査は、契約図書のほか各種仕様書、適用すべき諸基準等と施工管理記録、現地測定及び現地観察した結果を対比して合否を判定する。

- ① 土木工事、同（農業農村整備事業）、建築工事及び設備工事の出来形検査基準は別表による。
- ② 出来形寸法等は、すべての測定値が規格値を満足するものを合格とする。
- ③ 測定の結果、一部が規格値を満足していないが構造及び機能に支障ないと認められる場合は検査監の判断による。

(2) 出来形検査基準

ア. 土木工事 出来形検査基準

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
共通編	共通的工種	矢板工	基準高、根入長、変位	基準高は、施工延長100mに1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は施工延長50mに1箇所以上。
		法枠工 吹付工 植生工	法長、幅、厚さ、延長	検査監の指示により適宜。
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間当たり1本以上。(重要構造物は杭5本につき1本以上)
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	一般舗装工	下層路盤工	基準高、厚さ、幅	基準高、厚さ、幅は延長200mに1箇所の割とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定。
		上層路盤工	厚さ、幅	厚さ、幅は延長200mに1箇所以上
		舗装工	厚さ、幅、平坦性	幅は延長200mに1箇所以上。厚さの抜取検査は必要により行う。平坦性は資料検査とする。
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	土 工		基準高、法長、幅、厚さ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上
	河川編	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長
浚渫(川)		基準高、幅、深さ、延長		
樋門・樋管 水 門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査監の指示により適宜。	
河川海岸編	堤防護岸 突堤・人工岬		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	海域堤防			
	浚渫(海)		基準高、幅、深さ、延長	
砂防編	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長	検査監の指示により適宜。
	流 路		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	斜面对策			
ダム編	コンクリートダム		基準高、幅、ジョイント間隔、提長	5ジョイントに1箇所以上。提長は天端中心線上の任意の2点地間。
	フィルダム		基準高、外側境界線	5ジョイントに1箇所以上。

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
道路編	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位	スパン長・中心線の変位は、各スパンごと。その他は、検査監の指示により適宜。	
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	2径間に1箇所以上。	
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	検査監の指示により適宜。	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口部を含め100mにつき1箇所以上。両坑口を含め200m以内は3箇所以上	
公園緑地編	植栽	植栽工(高木、中木)	樹高、葉張、幹回り	検査監の指示により適宜
		植栽工(低木)	樹高、葉張、本数	
		張芝	面積	
		つる性補助(笹類、草木類等)	面積、株数	
		球根	球数	
		種子	面積	
		支柱	結束高さ、結束本数	
	施設整備	遊具	設置高さ、基礎	各遊具につき長さ、幅、高さを測定。
		園路園地舗装工	面積	施工面積500㎡以内は各点2箇所以上、500㎡以上は200㎡につき各点1箇所以上測定。
		運動施設(クレイ舗装)	基準高、厚さ、平坦性、硬度	
		基盤工	基準高	
		下層工	厚さ	
		中層工		
	下水道編	管路	管きょ工(開削工)	基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ
管きょ工(小口径推進・推進工)			基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ	施工延長200m以内3箇所、200m以上は100mにつき1箇所以上測定
シールド工			基準高、基準高の変位、延長、総延長	

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
下水道編	管路	マンホール	基準高、幅、高さ、厚さ、内径寸法	マンホールごとに図面表示箇所を測定
		取付管及び ます工	ます深さ、延長	検査監の指示により適宜。
		立坑	基準高、寸法、深さ	
	処理場・ ポンプ場	本体作業土 工	基準高、幅	1. 構造物寸法箇所の任意の部分を3箇所以上測定。 2. 沈殿地の池底勾配、ろ過池のろ過面積については特記仕様書による。 3. その他仕様書による。
		本体仮設工	基準高、根入長、変位	
		本体築造工	基準高、幅、高さ、厚さ、長さ	
		場内管路工	基準高、幅、高さ、厚さ、長さ	
上水道編	管路	掘削工	幅、深さ、基準高、厚さ	任意の箇所について工事用写真で確認。
		配管工	延長、土被り、占用位置	延長は任意の区間、箇所について適宜測定。 土被り・占用位置は任意の箇所について工事用写真で、その他新設の仕切弁又は消火栓等で確認。
		仕切弁設置 工	径、厚さ、据付位置、鉄蓋据付	設置箇所ごと。
		消火栓・排 水栓・空気 弁設置工	径、厚さ、鉄蓋と舗装面の段差、すりつけ勾配	
		仕切弁室・排 水弁室築造工	幅、厚さ、高さ、内寸法、外寸法	
		管防護工	幅、厚さ、長さ	検査監の指示により適宜。
		推進工	基準高、中心線の変位、延長	
	路面復旧	下層路盤工	厚さ、幅	検査監の指示により適宜
		上層路盤工	基準高、厚さ、幅	
	その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

- 注) 1 港湾・漁港編は、類似工種を適用する。  
2 本表に記載のない工種については、出来形管理基準を適用する。

イ. 土木工事(農業農村整備事業) 出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
共 通 工 事	土工	基準高、幅、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所) 箇所単位のもの適宜	余盛を指定した場合は余盛計画高を対象とする。
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所) 箇所単位のもの適宜	
	基礎杭打工	基準高、偏心	5本につき1本以上(ただし、5本未満は2本)	
	矢板打工(矢板護岸含む。)	基準高、中心線のズレ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所)	中心線のズレは中心線より右を+, 左を-とする。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	厚さ	1,000㎡につき1箇所以上(ただし、施工延長1,000㎡未満は2箇所)	
	基礎工(砂基礎等)	厚さ、幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)	管体基礎工は管水路工事による。
	ホープソーシ	基準高、厚さ、幅、高さ、長さ、偏位	構造図寸法表示箇所を適宜	
	コンクリート付帯構造物、横断構造物	基準高、厚さ、幅、高さ、施工延長	100mにつき1箇所以上(ただし、100m未満は2箇所)	
	U字溝等水路	基準高、中心線のズレ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)	
	土水路	基準高、幅、高さ、施工延長	500mにつき1箇所以上(ただし、施工延長500m未満は2箇所)	基準高は指定したとき対象とする。
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ	1ha当たり3点以上	
	基盤整地 表土整地	基準高(指定したとき)、均平度	施工面積の1/10以上の面積を対象に、10a当たり3点以上	基準高は基盤面の高さとする。均平度は表土埋戻し後とする。
	畦畔復旧	高さ、幅	2,000mにつき1箇所以上	
	道路工(砂利道)	幅、厚さ、施工延長	幹線道路:施工延長500mにつき1箇所以上 支線道路:施工延長2,000mにつき1箇所以上	舗装を行うときは農道工事による。
農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深	1ha当たり1箇所以上	
	テラス(階段畑)	幅、起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配	テラス延長1,000mにつき1箇所以上	
	道路工(耕作道)	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ	テラス延長1,000mにつき1箇所以上	
	土壌改良	pH測定(指定したとき)	10haにつき1箇所以上	地表から15cmの土壌を柱状に採取する。
	改良山成	基準高、法勾配	1haにつき1箇所以上、法勾配は施工面積1,000㎡につき1箇所以上	切土部のみ対象とする。

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
農 道 工 事	路盤工	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	
	コンクリート舗装工、アスファルト舗装工	幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長、平坦性	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	平坦性について直読式は実測、プロファイルメーターは施工管理記録による。
	道路工（砂利道）	幅、厚さ、施工延長	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、施工延長500m未満は2箇所）	
	道路トンネル（支保工）（吹付コンクリート）（コンクリート覆工）  （ロックボルト）（インバート）	幅、間隔、厚さ、基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、施工延長 本数、突出量、幅、厚さ、延長	支保工の幅、間隔は適宜 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	突出量の規格値はフット下面から10cm以内とする。
水路工事 トンネル	水路トンネル（支保工）（コンクリート覆工）	幅、間隔、基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、施工延長	支保工の幅、間隔は適宜 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	吹付ロックボルト工法の吹付、ロックボルトは道路トンネルを参考とする。
水 路 工 事	現場打開水路 現場打ちサイホン 現場打ち暗渠	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	スパンの標準延長を9mとした場合
	鉄筋コンクリート大型リューム、鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	厚さ、幅は鉄筋コンクリートL型水路のみ適用する。
	ボックスカルバート水路	基準高、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
河川及び排水 路工事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高、厚さ、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
	コンクリートブロック積み水路、鉄筋コンクリート柵渠	基準高、幅、高さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	幅、高さは柵渠には適用しない。
	ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	基準高、幅、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
管水路 工事	管体基礎工（砂基礎等）	幅、高さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	基礎材が異なる場合は種類毎とする。
	管水路	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所） 中心線のズレ、ジョイント間隔は適宜	

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
管 水 路 工 事	管水路 (硬質塩化ビニル管)	基準高、埋設深、 中心線のズレ、施 工延長	500mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長500m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	
	管水路 (鋼管)	基準高、中心線の ズレ、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長200m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	
	管水路 (埋設とう性管)	たわみ率 (適用範囲はダクタイル 鋳鉄管、鋼管、強化フ ラスタック管とする。)	200mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長200m未満は2箇所）	管径900mm以上に適 用する。適用管種の JIS等は施工管理基 準を確認すること。
畑施 か設 ん工 事	スプリンクラー	埋設深	現場状況により適宜	
橋 梁 工 事	コンクリート桁 (ポストテンション桁)	幅、高さ、桁長、 横方向の最大曲 がり	10本につき1本以上（ただし、10本未 満は2本）	
	コンクリート床版工	基準高、幅、厚さ	5径間につき1箇所以上（ただし、 5径間未満は2箇所）	コンクリート橋に適用す る。
	鉄筋コンクリート高 欄及び地覆工	幅、高さ	5径間につき1箇所以上（ただし、 5径間未満は2箇所）	
橋 梁 下 部 工 事	橋台工	敷幅、控壁の厚さ 、高さ、中心線の ズレ、天端長、敷 長、胸壁間距離	中心線のズレ、胸壁間距離はスパン 毎 その他は現場状況により適宜	2スパン以上の胸壁間 距離は橋脚工の橋 脚中心間距離によ る。
	橋台工（沓部）	基準高、幅、厚さ、 高さ、長さ	現場状況により適宜	
	橋脚工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高、天端幅、 敷幅、高さ、中心 線のズレ、天端長 、敷長、橋脚中心 間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン 毎 その他は5基につき1基以上（た だし5基未満は2基）	
橋脚工 (ラーメン式)	基準高、天端幅、 中間幅、基礎幅、 厚さ、高さ、中心 線のズレ、天端長 、橋脚中心間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン 毎 その他は5基につき1基以上（た だし、5基未満は2基）		
の り 面 保 護 工 事	ラス張り 植生マット 植生シート 張芝	面積 アンカーピン数 アンカーピン及 び止め釘	展開図等の測線長について適宜 1,000㎡につき1箇所以上（た だし、 1,000㎡未満は2箇所）	
	種子散布	面積	展開図等の測線長について適宜	
	客土吹付 植生基材吹付	面積 厚さ	展開図等の測線長について適宜 厚さについて1000㎡につき1箇所以 上（ただし、1,000㎡未満は2箇所）	吹付直後の厚さと する。
	吹付枠	梁延長、梁間隔、 梁断面	1,000㎡につき1箇所以上（た だし、 施工延長1,000㎡以内は2箇所） 梁延長については適宜	

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	摘 要
暗渠排水工事	吸水渠	布設深、間隔、施工延長	10本につき1本の割合で上下流端の2箇所を測定（1本の延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所）	
	集水渠（支線） 導水渠（幹線）	布設深、施工延長	500mにつき1箇所以上	
ファイルダム工事	監査廊（暗渠タイプ）	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以内は3箇所） 厚さ、中心線のズレは現場状況により適宜	
	堤体盛土	ゾーン幅	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以内は3箇所）	
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは現場状況により適宜	
頭首工	頭首工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図寸法表示箇所を適宜	
	護床ブロック（異形ブロック）	基準高、面積	200㎡につき1箇所以上（ただし、施工延長200㎡未満は2箇所）	
海工 岸事 河川	捨石工 消波ブロック	基準高、幅	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	
ため池改修工事	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	スパン長の標準を9mとした場合。
	樋管工 同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	基準高は管底を原則とする。
揚下排部 水工機事場	本體工	基準高、厚さ、幅、高さ、延長又は長さ	構造図寸法表示箇所を適宜	
水門・樋管	本體工	基準高、厚さ、幅、内空幅、内空高、延長	函渠寸法は両端、施工継ぎ手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定 門柱、操作台等は図面寸法表示箇所を適宜 プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認し、基準高と延長を測定	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。
さく井工事	さく井工	さく井深、口径、揚水試験	さく井深度、口径を測定	規格値は原則として設計値以上とする。

注1：施工管理基準は「工事施工管理基準（農業農村整備事業）」を適用する。ただし、同基準に該当工種がない場合は、県土整備部の「工事施工管理基準」他を参考とする。

注2：原則として実測とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は出来形管理図表、写真、品質証明等により検査することができる。

注3：施工延長とは施工延べ延長をいう。

## ウ. 建築工事出来形検査基準

# 目 次

(1) 仮設工事	1
(2) 土工事	1
(3) 地業工事	1
(4) 鉄筋工事	2
(5) コンクリート工事	2
(6) 鉄骨工事	3
(7) コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	4
(8) 防水工事	4
(9) 石工事	4
(10) タイル工事	5
(11) 木工事	5
(12) 屋根・とい工事	5
(13) 金属工事	5
(14) 左官工事	6
(15) 建具工事	6
(16) 塗装工事	7
(17) 内装工事	8
(18) ユニット及びその他の工事	9
(19) 耐震改修工事	9
(20) 解体工事	10

出来形検査基準

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(1)仮設工事	仮設物	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、規模、構造</li> <li>安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書と仮設計画図及び仮設状況写真の確認</li> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容の確認</li> </ul>
(2)土工事	根切り、埋戻し、盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>根切底の深さ、幅、長さ</li> <li>支持地盤</li> <li>埋戻し、締め固め工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測状況写真により確認</li> <li>土質状況写真により確認</li> <li>締め固め状況写真により確認</li> </ul>
	地下水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料、施工方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容により確認</li> <li>施工計画書、施工状況写真により確認</li> </ul>
	山留め 整地	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料、施工方法及び安全性</li> <li>有害物の有無、建物周囲の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容の確認</li> <li>計測記録及び施工状況写真により確認</li> <li>目視により確認</li> </ul>
(3)地業工事	【材料】 既製コンクリート杭 鋼管杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された杭材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入報告書(送り状等)により確認</li> </ul>
	計測	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏心量、根入れ長さ、傾斜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書により実測確認</li> </ul>
	【工法】 (打撃工法)  (認定埋め込み杭工法) プレボーリング最終打撃工法 プレボーリング拡大根固め工法 中掘り拡大根固め工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレボーリングの位置、径、根入れ深さ、建て入れ、ハンマー重量、落下高、打撃数、貫入量、最終貫入量、リバウンド量、支持力</li> <li>溶接技能者</li> <li>継ぎ手</li> <li>杭頭の位置、高さ</li> <li>杭頭処理</li> <li>アースオーガー据付け、掘削位置、建て入れ、径</li> <li>支持地盤、根入れ深さ</li> <li>溶接技能者</li> <li>継ぎ手</li> <li>安定液の管理</li> <li>杭周固定液、根固め液の強度</li> <li>杭周固定液、根固め液の投入量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認</li> <li>技量証明書等により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>計測記録及び状況写真により確認</li> <li>基礎の補強状況の確認</li> <li>廃棄物の処理方法の確認</li> <li>設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認</li> <li>支持地盤の深さ及び電流値計測記録により確認</li> <li>技量証明書等により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>試験成績書により確認</li> <li>計測記録、各数量投入記録及び状況写真により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
	(場所打ち 拡底杭工法)	・ 施工方法、使用材料	・ 設計図書、施工計画書、施工状況写真、 施工報告書により確認
	割り石、砂 利地業	・ 地業天端の深さ ・ 締め固め工法、厚さ ・ 材料の規格	・ 計測状況写真により確認 ・ 計測状況写真により確認 ・ 試験成績書により確認
	捨てコンク リート地業	・ コンクリート面の深さ、不陸	・ 計測状況写真により確認
	床下防湿層	・ 使用材料、厚さ	・ 施工状況写真により確認
(4)鉄筋工事	材料	・ 鉄筋の種別、規格、径  ・ 溶接金網の種別、規格、径	・ 設計図書、規格証明書又は試験成績書に より確認 ・ 設計図書、規格証明書により確認
	加工組立	・ 鉄筋の種別、径、本数、間隔 ・ かぶり厚さ、通り、継ぎ手、 定着、フックの位置、長さ、 形状	・ 施工状況写真により確認
	ガス圧接	・ 圧接技量資格者 ・ 圧接部引張試験の強度、破断 の位置 ・ 圧接部超音波探傷試験 ・ 圧接の箇所数	・ 技量資格証明書により確認 ・ 試験成績書により確認  ・ 試験報告書により確認 ・ 作業日報及び設計書により確認
(5)コンクリ ート工事	コンクリー ト材料	・ 類別、種類、骨材、水、混和 材 ・ スランプ、空気量、強度 ・ 塩化物	・ 設計図書、配合計画書及び試験成績書に より確認 ・ 試験記録及び試験状況写真により確認 ・ 試験記録により確認
	製造、運搬、 打ち込み	・ 運搬時間、打設方法	・ 打設計画書により確認
	打ち継ぎ打設 面	・ 位置	・ 打ち継ぎ状況写真により確認
	型枠緊張ボル トの頭処理	・ 錆止め塗料、コーンの穴理め	・ 施工状況写真により確認
	型枠	・ 使用区分、存置期間、材料	・ 断熱材等コンクリートに打ち込まれる材 料は、材料搬入報告書及び施工状況写真 により確認
	品質及び形状	・ 強度 ・ 打設面の状況及び形状	・ 試験成績書により確認 ・ 設計図書、施工計画書、施工状況写真及 び実測により確認

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(6)鉄骨工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼材の材質、規格</li> <li>高力ボルト、特殊高力ボルト、アンカーボルトの規格、種類</li> <li>溶接材料</li> <li>スタッドの径、長さ、本数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認</li> <li>設計図書、搬入報告書、規格証明書及び試験結果記録書等により確認</li> <li>設計図書及び搬入報告書等により確認</li> </ul>
	工作一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部材の加工精度</li> <li>塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工図、計測記録により確認</li> <li>仕様確認</li> </ul>
	高力ボルト 接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>摩擦面の状況</li> <li>締め付け機器の締め付け力の調整</li> <li>仮ボルトの本数、接合面の密着状況</li> <li>予備締め</li> <li>本締め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミルスケールが無く、一様な錆であることを写真で確認</li> <li>作業開始前の調整記録及び写真状況により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>予備締め完了後のマーキングを写真により確認</li> <li>検査記録により確認</li> </ul>
	溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接施工管理技術者</li> <li>溶接技能者</li> <li>スタッド溶接技能者</li> <li>開先の状況、加工、エンドタブの処理</li> <li>溶接完了後の検査(非破壊試験)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>試験成績書により確認</li> </ul>
	耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工報告書及び状況写真により確認</li> </ul>
	アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>保持並びに埋め込み工法、位置、高さ、本数、長さ、柱底ならし、仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て方検査記録及び計測状況写真により確認</li> </ul>
	溶融亜鉛 メッキ工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>メッキ付着量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験成績書により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(7)コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、規格、厚さ</li> <li>鉄筋の位置、継ぎ手</li> <li>開口部補強</li> <li>積み上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、表示マーク写真により確認</li> <li>外観歪み、亀裂、きず等について判定</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	ALCパネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類</li> <li>金物、アンカー、目地鉄筋、モルタル及びロックウール充填、溶接部の処理</li> <li>バックアップ材及びシーリング材、開口部補強、建て入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書及び表示マーク写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類</li> <li>取付け及びシーリング材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書及び写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
(8)防水工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、種別の品質証明、納品書、入荷及び使用状況写真等を設計図書及び施工計画書により確認</li> </ul>
	防水下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦性、乾燥状況、出隅、入隅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測状況写真及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	プライマー塗り	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗装状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	ルーフィング張り 防水層押え	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り</li> <li>立ち上がり部、工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	シート防水 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	シーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間、接着性能試験、形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	防水保証書		<ul style="list-style-type: none"> <li>保証内容及び期間を確認</li> </ul>
(9)石工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、形状、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書及び施工図等により確認</li> <li>目視等により確認</li> </ul>
	下地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地組、アンカー取付金物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏込めモルタル、目地仕上げ工法</li> <li>不陸、目違い、清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> <li>目視等により確認</li> </ul>

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(10)タイル工事	材料	・種類、規格、形状、寸法	・規格証明書、見本等で確認
	張り下地	・工法、散水、浮き、亀裂	・施工状況写真により確認
	打診検査及び 接着力試験	・浮き、亀裂 ・屋外タイル接着力試験  ・不陸、目違い、ひび割れ	・施工状況写真により確認 ・試験成績書及び検査状況写真等により確認 ・目視等により確認
(11)木工事	材料	・樹種、等級、寸法、含水率  ・防腐、防虫処理	・設計図書、規格証明書、材料調書により確認 ・施工状況写真により確認
	仕口、継ぎ 手、金物	・工法、位置、釘、アンカーボルト	・施工状況写真により確認
(12)屋根・とい 工事	材料	・規格、形状、寸法	・設計図書及び規格証明書等により確認
	屋根工法	・重ね、取り付け金物、各種役物、補強、納まり	・設計図書、施工計画書及び施工状況写真等により確認
	とい、ルー フドレーン 工法	・といの継ぎ手、下がり止め、養生管、掃除口	・目視等により確認
(13)金属工事	表面処理	・表面処理 ・亜鉛メッキ処理	・試験成績書により確認 ・付着量、皮膜厚さの証明書による確認
	軽量鉄骨天 井・壁下地 及び工法	・吊りボルト、野縁受け、野縁、ランナー、スタッド、振れ止めの規格、種類、形状寸法 ・間隔、位置、補強及び防錆処理 ・天井下地の高さ	・規格証明書又は品質証明書による確認  ・施工状況写真により確認 ・計測状況写真により確認
	手摺及びタ ラップ	・材質 ・取り付け、形状、寸法、位置 ・見えがくれ部	・規格証明書又は品質証明書による確認 ・施工図及び目視により確認 ・施工状況写真により確認
	金属成形板	・材質 ・工法	・設計図書及び品質証明書等により確認 ・仕様及び施工計画書等により確認

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(14)左官工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスターの規格、種類</li> <li>・ 混和材、保水材、防水材、セメント系フィラー</li> <li>・ 各種仕上げ塗り材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料の搬入報告書及び品質証明書により確認</li> <li>・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認</li> <li>・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モルタル塗り及びプラスター塗りの下地処理(水洗い、セメントペースト塗り、異種下地接続の処理、亀裂箇所の補修)</li> <li>・ モルタル塗り、防水モルタル塗り、プラスター塗りの塗り回数、放置期間</li> <li>・ 浮き、クラック及びみだら</li> <li>・ 各種仕上げ塗り材仕上げの調合、吹き付け回数及び塗布量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工状況写真により確認</li> <li>・ 施工状況写真により確認</li> <li>・ 目視により確認</li> <li>・ 設計図書、入荷及び使用状況写真、施工計画書及び施工状況写真により確認</li> </ul>
(15)建具工事	【木製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 等級、樹種、含水率、金物</li> <li>・ ホルムアルデヒドの放散量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書、規格証明書及び材料調書等により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふすま、フラッシュ戸等の骨組み、空気穴、丁番枚数、戸車、レール</li> <li>・ 形状、寸法、見込み厚、調整、塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書、施工図及び骨組み写真等により確認</li> <li>・ 目視により確認</li> </ul>
	【金属製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルミニウム型材及び板材の材質、形状、寸法、表面処理</li> <li>・ 鋼材、亜鉛メッキ鉄板、芯材の材質、形状、寸法、表面処理</li> <li>・ ステンレス鋼板の形状、寸法、表面処理</li> <li>・ 建具金物</li> <li>・ 自動扉、シャッター、防火戸等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 規格証明書又は社内検査書により確認</li> <li>・ 性能、強度等規格証明書により確認</li> </ul>
	製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法、形状</li> <li>・ 性能、強度、気密性、水密性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作所の社内基準、検査成績書及び目視により確認</li> <li>・ 計算書及び性能試験成績書により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(15)建具工事	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工、組立、材種及び防錆塗料</li> <li>くつずり、下枠のモルタル詰め の良否</li> <li>枠廻り防水モルタル詰め の良否</li> <li>シーリングの良否 シーリング材の適否</li> <li>対アルカリの養生の良否</li> <li>取り付けアンカーの位置、 間隔</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書、施工図及び施工状況写真により 確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真によりメーカー、配合を確 認</li> <li>施工状況写真によりメーカー、材質を 確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	【ガラス工事】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、厚さ</li> <li>セッティングブロックの硬さ、グ レイジングガスケット</li> <li>シーリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入証明書及び規格証明書により確 認</li> <li>カタログ、見本品等により確認</li> <li>カタログ、見本品等により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>網入りガラスの防錆処理</li> <li>切断面、のみこみ状況</li> <li>欠損、割れ、きず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真又は施工証明書により確認</li> <li>目視により確認</li> <li>目視により確認</li> </ul>
(16)塗装工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種別、数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格証明書又は表示マーク、基材等の認 定書、入荷及び使用状況写真、施工計画 書及び出荷証明書により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>素地ごしらえ(汚れ、付着物、亀 裂、パテがい、研磨紙ずり錆落と し)</li> <li>錆止め、塗料塗りの塗り方、回数</li> <li>各種塗り工法(塗料のこしわけ、 かくはん、パテ、下塗りの乾燥状 況、塗り工程の色分け、刷毛目、 吹きむら、塗りむら等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> </ul>

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(17)内装工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、ビニル幅木等の規格、種別、形状、寸法</li> <li>・合成樹脂塗り床の規格、種別、数量</li> <li>・各種ボード類及び合板の規格、種類、数量、防火認定の仕様、ホルムアルデヒトの放散量</li> <li>・フローリング類の規格、種別、樹種 ホルムアルデヒトの放散量</li> <li>・紙、布、ビニル張りの品質、性能、防火認定の仕様</li> <li>・畳の種別、防虫処理</li> <li>・畳表、へりの規格、針足</li> <li>・カーペット類の種類、規格</li> <li>・接着材の種類、規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書及び規格証明書、入荷状況写真により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真により確認</li> <li>・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認</li> <li>・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク</li> <li>・規格証明書、見本品等により確認</li> <li>・規格証明書及び材料搬入報告書により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク</li> <li>・材料搬入報告書、入荷状況写真により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地の乾燥</li> <li>・仮敷き、継ぎ目処理、圧着</li> <li>・合成樹脂塗り床</li> <li>・仕上げの種類 各種ボード類、合板張りの下張り、接着剤、ビス材質、間隔</li> <li>・不陸、目違い、欠損</li> <li>・フローリング類の止め付け工法</li> <li>・カーペット類の下敷き材の敷詰め、上敷きの敷詰め、グリッパー取り付け、継ぎ目方向、はぎ合わせほつれ止め(タフテッド)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・製造所仕様及び施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真及び目視により確認</li> <li>・目視により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(18)ユニット及びその他の工事	黒板、掲示板、家具、カーテン、ブラインド、フリーアクセスフロア、トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材種、形状、寸法</li> <li>・下地材の大きさ、間隔、受け金物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、施工図及び計測により確認</li> <li>・目視及び施工状況写真により確認</li> </ul>
(19)耐震改修工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接着系アンカー、グラウト</li> <li>・スパイラル筋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認</li> </ul>
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工管理技術者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技量資格証明書により確認</li> </ul>
	試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接着系アンカー取り付け後の引張試験</li> <li>・グラウトの圧縮試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験成績表により確認</li> <li>・試験成績表により確認</li> </ul>
	注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウト材の流下値及び強度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、試験成績書及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	(7)鉄骨工事を準用のこと		

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(20)解体工事	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約図書</li> <li>・官公署等手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用図書、仕様書の確認</li> <li>・各種届け出の確認</li> </ul>
	仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策</li> <li>・養生</li> <li>・指定仮設物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記による騒音、粉塵対策の確認、散水養生の確認</li> <li>・特記による仮設物（仮囲い、敷き鉄板、交通誘導員）の確認</li> </ul>
	解体施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前措置</li> <li>・建築物解体</li> <li>・解体後の整地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種設備配管等の処置記録確認</li> <li>・各部位の分別解体の確認</li> <li>・埋め戻し、盛土の特記による確認</li> <li>・地均し等の状態確認</li> </ul>
	建設廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画</li> <li>・廃棄物の現場内保管</li> <li>・廃棄物の運搬・処分の委託</li> <li>・再資源化等</li> <li>・最終処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書の確認</li> <li>・廃棄物処理法による同保管基準に沿った保管の確認</li> <li>・委託契約による確認</li> <li>・マニフェスト交付による処分終了の確認</li> <li>・特記による廃棄物の再資源化の確認及び促進計画書の確認</li> <li>・特記による廃棄物、処分場の確認</li> </ul>
	特別管理産業廃棄物等処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画</li> <li>・廃棄物の現場内保管</li> <li>・廃棄物の運搬・処分の委託</li> <li>・廃棄物の処分等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書の確認</li> <li>・特別管理産業廃棄物保管基準に沿った保管の確認</li> <li>・委託契約による確認</li> <li>・マニフェスト交付による処分終了の確認</li> <li>・特記による処分方法の確認</li> </ul>
	アスベスト含有建材除去工事	<p>(除去工事共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工方法</li> <li>・専門工事業者</li> <li>・石綿作業主任者</li> <li>・除去作業者</li> <li>・特別管理産業廃棄物管理責任者</li> <li>・粉じん濃度測定</li> <li>・施工記録報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書の特記により作業レベル1・2・3を確認、施工計画書、廃棄物の処理方法、施工状況写真等から確認</li> <li>・工事に相応した技術を有する証明資料の確認</li> <li>・有資格者としての証明書の確認</li> <li>・石綿則特別受講の確認</li> <li>・石綿則特殊健康診断受診の確認</li> <li>・有資格者としての証明書の確認</li> <li>・都道府県の登録により測定機関の確認</li> <li>・測定記録の確認</li> <li>・同上各項の記録を整理した報告書の確認</li> </ul>

## 工. 設備工事出来形検査基準

# 目 次

### 電気通信設備工事編

1 共通事項	1
2 共通工事	1
3 雷保護設備	3
4 受変電・配電設備工事	4
5 電源設備工事	5
6 監視・制御・計装設備	6
7 CCTV・ITV設備	6
8 無線設備	7
9 照明設備工事	8
10 電話設備工事	9
11 防災設備工事	9
12 通信・情報設備工事	10

### 機械設備工事編

1 共通事項	11
2 共通工事	11
3 建築機械設備	13
-1 空気調和設備工事	13
-2 自動制御設備工事	15
-3 給排水衛生設備工事	16
-4 ガス設備工事	17
-5 さく井設備工事	18
-6 浄化設備工事	19
-7 昇降機設備工事	20
-8 機械式駐車設備工事	21
-9 医療ガス設備工事	21
4 河川、港湾、水処理プラント設備等	22
-1 河川・水路等機械設備	22
-2 水処理施設機械設備	22
-3 薬品注入設備	23
-4 揚水等ポンプ設備	24

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>1 共通事項</p> <p>-1 関係法令による手続き</p> <p>-2 契約図書に基づく履行状況の確認</p> <p>-3 工事経過写真の確認と照合</p> <p>-4 資材及び機器の確認</p> <p>-5 試験、測定等の確認</p> <p>-6 予備品、付属品の納入票及び現品確認</p> <p>-7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認</p> <p>-8 完成図書</p>	<p>当該工事目的物の設置に関わる法令手続きが適切に行われ受理又は検査に合格していること。</p> <p>契約図書等に基づく手続きが行われていること。</p> <p>工事完成に至る機器製作並びに現場施工状況が撮影されていること。</p> <p>使用される資材及び機器の仕様、規格、品質が適切であること。</p> <p>法令、基準に基づく試験、測定並びに指定された機能を確認できる試験が適切に行われていること。</p> <p>指定された予備品、付属品が納入されていること。</p> <p>建設副産物の処理が適切に行われていること。</p> <p>納入・設置された機器の製作、据付、施工、シーケンス、取扱説明事項が網羅されていること。</p>	<p>手続き書類で確認する。</p> <p>契約図書及び契約図書で指定する書類で確認する。</p> <p>工事写真で確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画（工種別詳細要領書等含む）又は品質管理書類、試験成績記録及び実測定を指示して確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画書、建設副産物処理調書、処理委託契約書、リサイクル計画書、マニフェスト等で確認する。</p> <p>完成図書を確認</p>
<p>2 共通工事</p> <p>-1 施工共通事項</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工</p> <p>-3 試験</p>	<p>・指定された規格、品質、数量を満たしていること。</p> <p>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</p> <p>・器具は堅固に固定されていること。</p> <p>・設置、取付けにおいて、傷、汚れがないこと。</p> <p>・指定された性能、機能を満たしていること。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令・規格適合に関わる認定証、検定証、計画（報告）書、試験成績書、品質証明証等施工管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。</p> <p>寸法その他必要な測定等を指示し確認する。</p>

設備1

工種・項目	検査基準	検査方法等
-2 土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削：掘削面の高さのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。</li> <li>埋戻：埋戻土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-3 地業工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満たしていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-4 コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>配筋状況が適切であること。</li> <li>コンクリートは指定された条件を満たす配合であること。</li> <li>ひび割れ、空洞等がないこと。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●配合書、出荷伝票、報告書、スランプ、強度試験報告書等
-5 防火区画の貫通処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造体を貫通し、外部に直接通ずる開口は防水処置を施していること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に適合していること。
-7 基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>据え付けられる機器等に応じた指定強度が得られていること。</li> <li>寸法、仕上がり、躯体と結束、固定の方法が適切であること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 塗装及び防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。</li> <li>下地処理が適切かつ確実であること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領）書
-9 配管・配線設備工事 -1 地中配管 -2 露出配管 -3 屋内、屋外配線 -4 ケーブル配線 -5 架空配線 -6 その他配線器具（ダクト、ラック、線ぴ、ボックス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無駄な屈曲、段差がないこと。土かぶり確保されていること。</li> <li>曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値を満足し、かつ取付が確実であること。</li> <li>規定の高低圧、弱電線との隔離又は区画、金属管（保護管、プルボックス含む）には接地が施されていること。</li> <li>伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工であること。</li> <li>電線相互、対地間の絶縁抵抗が規定値以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。</li> <li>2-1 の検査方法等に準ずる。</li> </ul>

## 設備2

工種・項目	検査基準	検査方法等
-9 配管・配線設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継盤、機器盤内の整線状態が良好であること。</li> <li>・配線、ケーブルの行先表示が明示されていること。</li> <li>・配線器具の立上がり、立下がり部の処理が適切であること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、配線、器具等の取付が確実であること。</li> </ul>	
-10 接地工事 -1 高圧又は特別高圧の機器等の接地 -2 変圧器2次側電路の接地 -3 低圧機器等の接地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地抵抗値は接地種別に応じた規定値以下であること。</li> <li>・接地の必要な機器に必要な種別の接地が施されていること。</li> <li>・接地幹線と分岐線の接続が適切であること。</li> <li>・接地極（又はこれに代わるもの）と被接地器具との導通が確実であること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
3 雷保護設備 -1 外部雷保護設備 -1 受雷部 -2 引下げ導体 -3 接地極等 -2 内部雷保護設備 -1 共通接地器具 -2 避雷装置等	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・鉄筋や近接する金属構造物との離隔又はボンドが適切に施されていること。</li> <li>・目的に応じた接地システムが構成され、避雷装置が適切に設置されていること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接地抵抗値が規定値及び指定値以下であること。</li> <li>・接地導通が確実であること。</li> </ul>	<p>■JIS A 4201 及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 受変電・配電設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状態</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 保安用具、保安表示等の掲示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>・盤内充電部の離隔、保護が適切であること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・配線、母線の締付が適切に行われていること。</li> <li>・法令等による構造物との離隔（間隔）の確保及び設備基準を満たしていること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能が規定値及び指定値を満たしていること。</li> <li>・法令に基づく試験、検査記録が整っていること。</li> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・インターロックの機能が確実であること。また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</li> </ul> <p><b>【保安処置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画の危険表示（高圧、取扱者以外立ち入り禁止等）が掲示されていること。</li> <li>・絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。</li> </ul>	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用前検査（自主検査、法定検査含む）書類</li> <li>●現地試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>5 電源設備工事（発電設備、無停電電源設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 付属設備</p> <p>-6 保安用具、表示等の確認</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>盤内充電部の離隔、保護が適切であること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>配線、母線の締付が適切に行われていること。</li> <li>法令等による構造物との離隔（間隔）の確保及び設備基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>法令に基づく試験、検査記録が整っていること。</li> <li>操作性及び動作が適切であること。</li> <li>絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>インターロックの機能が確実であること。また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</li> </ul> <p><b>【保安処置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区画の危険表示（高圧、取扱者以外立ち入り禁止等）が掲示されていること。</li> <li>絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。</li> </ul>	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。</p> <p>4の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【試験】の検査方法等に適合していること。</p> <p>●振動、騒音、ばい煙測定等の測定記録</p> <p>●使用前検査（自主検査、法定検査含む）書類</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>6 監視・制御・計装設備(遠方監視、中央監視、自動制御、計装設備)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・指定された設備の監視、制御が円滑に行えること。</li> <li>・誤動作、誤操作防止機能を備えていること。</li> <li>・必要なプログラム制御が行えること。</li> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現地試験成績、調整・測定記録等寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</li> </ul>
<p>7 CCTV・ITV設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>5の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

設備6

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・旋回装置の水平調整、基礎架台固定が適切であること。</li> <li>・太陽光、照明光が当たらないように設置位置、角度が配慮されていること。</li> <li>・夜間においても画質が調整され、視認性が確保されていること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b> 指定された性能、機能を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> </ul> <p>指定された信号レベルを得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> </ul>	5 の【試験】の検査方法等に適合していること。
<p>8 無線設備(各種無線設備、警報設備)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる認定証又は検定証</li> <li>●試験成績書等</li> </ul> <p>4 の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示	<p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・指定された信号レベルを得られていること。</li> </ul>	5 の <b>【試験】</b> の検査方法等に適合していること。
<p>9 照明設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 器具の支持方法及び内装との取合い</p> <p>-3 外灯の設置方法と仕上げ</p> <p>-4 点灯状態の確認他</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>・使用場所に応じた構造、品質、機能を有していること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・スイッチ、コンセントの極性が適切であること。</li> <li>・他の設備との協調がとれていること。</li> <li>・配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・一般照明及び非常照明の照度基準を満たしていること。</li> <li>・電源回路の絶縁抵抗が適切であること。</li> <li>・器具に適切な接地が施されていること。</li> </ul>	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> </ul> <p>4 の <b>【施工】</b> の検査方法等に適合していること。</p> <p>5 の <b>【試験】</b> の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>10 電話設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・通話品質が確保されていること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</p>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>9の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>
<p>11 防災設備工事（自火報設備・防犯設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 ・配線、器具取付状態が適切であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・感知器と表示区画の整合がとれていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</p>	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源装置が確実に機能していること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	
<p>12 通信・情報設備工事 (拡声装置、電気時計装置、表示装置、テレビ共同受信装置、構内情報通信網装置等)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</p>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>1 共通事項</p> <p>-1 関係法令による手続き</p> <p>-2 契約図書に基づく履行状況の確認</p> <p>-3 工事経過写真の確認と照合</p> <p>-4 資材及び機器の確認</p> <p>-5 試験、測定等の確認</p> <p>-6 予備品、付属品の納入表及び現品確認</p> <p>-7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認</p> <p>-8 完成図書</p>	<p>■電気通信設備工事編</p> <p>1 共通事項の検査基準による。</p>	<p>■電気通信設備工事編</p> <p>1 共通事項の検査方法等による。</p>
<p>2 共通工事</p> <p>-1 施工共通事項</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工</p> <p>-3 試験</p>	<p>・指定された規格、品質、数量を満足していること。</p> <p>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</p> <p>・設置、取付け状況、仕上りが良好であること</p> <p>・指定された性能、機能を満足していること。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令・規格適合に関わる認定証、検定書、計画（報告）書、試験成績書、品質証明書等</p> <p>施工管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●施工管理（出来形・品質管理）書類等</p> <p>現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。</p> <p>寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</p> <p>●現地試験成績書等</p>
<p>-2 土工事</p>	<p>・掘削：掘削面の高さとのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。</p> <p>・埋戻：盛土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
<p>-3 地業工事</p>	<p>・砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満足していること。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
<p>-4 コンクリート工事</p>	<p>・配筋状況が適切であること。</p> <p>・指定値以上の強度のコンクリートを使用していること。</p> <p>・ひび割れ、空洞等がないこと。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p> <p>他 ●配合書、報告書、スランプ、強度試験報告書等</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 防火区画の貫通処理	・法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	・止水性に優れた処理が施されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-7 基礎工事	据え付けられる機器等に応じた検討がなされ、適切な基礎となっていること。 寸法、仕上がり、強度、躯体と結束、固定の方法が適切であること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 保温、塗装及び防錆工事	・見切りバンド、菊座の仕舞が適切であること。 ・仕上がりが良好であること。 ・対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。 ・下地処理が適切に行われていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領書）
-9 配管工事 -1 地中配管 -2 管の接合、勾配、支持  -3 耐震及び伸縮に対する考慮 -4 配管上部の空気抜き、下部の水抜き処理 -5 特殊仕様の配管材料の加工及び補修方法	・無駄な屈曲、段差がないこと。 ・土かぶりが確保されていること。 ・接合方法、勾配が指定された仕様(基準) に適合していること。 ・曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値以上で、かつ取付が確実であること。 ・伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工がなされていること。 ・配管経路上の適切な位置に設置されていること。 ・要領書に基づき施工されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-10 各設備の電源配線工事等	■電気通信設備工事編 2-9 の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編 2-9 の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>3 建築機械設備</p> <p>-1 空気調和設備工事</p> <p>-1 ボイラー及び温風暖房機</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>■ボイラー関連規則、構造規格及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>■バーナーは、消防法、ガス事業法、液化ガス保安法令、及び燃焼に関する安全基準に適合していること。設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令に基づく許可又は届出、個別検定、検査済証、適合認定証等</p> <p>●納入仕様書等</p> <p>●基準・規格適合に関わる試験成績書等</p> <p>●消防法令等に基づく届出等の検査済書類等</p> <p>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●試験成績、測定記録等</p> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-2 温水発生機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-3 冷凍機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる 他 ●高圧ガス保安法、冷凍保安規則等及び指定された仕様に適合していること。
-4 氷蓄熱ユニット 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-5 冷却塔 -1 機材  -2 配管、配線等の接続  -3 据付状況  -4 操作、動作、表示 -5 運転状況	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作は確実であること。</li> <li>・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作は確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-6 空気調和機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出（振動、騒音）の受理
-7 空気清浄装置 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-8 全熱交換 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-9 放熱器及び放熱器付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-10 送風機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出（振動、騒音）の受理
-11 ポンプ（空調用） 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。 他 ●グラウンド排水が滞留することなく流出すること。 ●水中ポンプ機側ケーブルは機器一体であること。（現場接続不可） ●逆止弁に背圧がかかるような配管状態の時はバイパス又は水抜きがもうけられていること。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-12 タンク及びヘッダー 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-13 ダクト及びダクト付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-14 制気口及びダンパー 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-2 自動制御設備工事 -1 自動制御装置 -2 端末装置 -3 自動制御盤 -4 中央監視盤 -5 計装機器	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
-3 給排水衛生設備工事 -1 衛生器具 -1 機材  -2 配管、配線等の接続 -3 据付状況  -4 操作、動作、表示  -5 通水・排水状況	<b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・指定された付属品が具備されていること。 <b>【施工】</b> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作は確実であること。 ・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。	<b>■</b> 指定された仕様に適合していること。 3-1-1 の検査方法に準ずる。
-2 ポンプ類（揚水ポンプ、小型給水ポンプ等） 3-3-1 の項目に準ずる。	3-1-11 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証
-3 タンク類（貯湯、給水、消火用等） 3-3-1 の項目に準ずる。	3-1-12 の検査内容に準ずる。 他 ●飲料用にあつては、清掃及び消毒を行っていること。	3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証
-4 消火機器類（屋内、屋外消火栓、特殊消火等） 3-3-1 の項目に準ずる。	3-3-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消火設備設置届出、検査済証

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 排水器具（排水金具、 桝等） -1 機材  -2 配管との接続 -3 取付状況 -4 排水状況	<b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 <b>【施工】</b> ・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。 <b>【試験】</b> ・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-4 ガス設備工事 -1 都市ガス設備 -1 機材  -2 配管及び接合 -3 据付状況	<b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・指定された付属品が具備されていること。  <b>【施工】</b> ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・警報装置は使用ガスの性状に即した場所に設置されていること。 ・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・防食処置及び塗装は適切であること。（埋設、露出部） ・躯体貫通部及び建物引き込み口の配管の処置（テープ巻き又は絶縁継手設置等）は適切であること。 ・電気工作物との離隔又は保護は適切であること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。	<b>■</b> ガス事業法及び技術基準に適合していること。 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 <b>●</b> ガス事業者の供給約款及び法令に基づく認定品であること。 <b>●</b> 納入仕様書等 <b>●</b> 基準・規格適合に関わる試験成績書等 <b>●</b> 機材等の据付に関わる強度計算書 施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 <b>●</b> 段階立会確認又は報告書 <b>●</b> 施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等  写真及び現場において出来映えを確認する。

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-4-1 -4 操作、動作、表示  -5 ガス通し、点火状況	<b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作は確実であること。 ・気密・耐圧試験及び点火試験が良好であること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。	試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。
-2 液化石油ガス設備 -1 機材 -2 配管及び接合 -3 据付状況 -4 操作、動作、表示 -5 ガス通し状況	3-4-1 の検査内容に準ずる。	<b>■</b> 高圧ガス保安法、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、LP ガス設備設置基準及び取扱要領に適合していること。 3-4-1 の検査方法に準ずる。
-5 さく井設備工事 -1 事前調査 -2 さく井設備 -1 機材  -2 施工状況  -3 仕上げ	特記により必要な事前調査が行われていること。  <b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・指定された付属品が具備されていること。  <b>【施工】</b> ・事前調査に基づいた、適切な掘削工法で行われ、必要な測定が行われていること。 ・指定された方法により、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、遮水が施されていること。 ・十分な井内洗浄、泥、砂の除去が行われていること。  ※ポンプの検査内容は、3-1-5 に準ずる	調査報告書により確認する。  設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等  施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等  写真及び現場において出来映えを確認する。

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 試験調整報告	<p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・気密・耐圧試験及び揚水状況が良好であること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>揚水試験報告書で確認する。 水質試験結果を確認する。 ●保健所又は認定機関の検査済証</p>
<p>-6 浄化設備工事</p> <p>-1 現場施工型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作は良好であること。</li> <li>・水槽及び配管類は漏れがないこと。また、適切な漏れ確認が行われていること。</li> <li>・放流水の水質基準を満足していること。</li> </ul>	<p>■浄化槽法及び建築基準法、千葉県浄化槽取扱指導要綱に適合していること。 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 ●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-2 ユニット型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作が良好であること。</li> <li>・放流水の水質基準を満足していること。</li> </ul>	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</li> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>
<p>-7 昇降機設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築基準法令に適合していること。</li> </ul> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証、納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示  -5 運転状況	<b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作は良好であること。 ・安全装置・保護装置の操作が確実であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。	写真及び現場において出来映えを確認する。  試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。
-8 機械式駐車設備工事 3-4 の項目に準ずる。	3-4 の検査内容に準ずる。	3-4 の検査方法に準ずる。
-9 医療ガス設備工事 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 河川、港湾、水処理プラント設備等</p> <p>-1 河川・水路等機械設備</p> <p>-1 水門・除塵機等</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された機能、規格、品質、数量を満足していること。</li> <li>・指定された付属装置、機材が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <p><b>【電気通信設備工事編 2-9 配管・配線工事】</b>の検査内容に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・運転動作が良好であること。</li> <li>・安全装置・保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</li> </ul>	<p>■各関係法令に適合していること。</p> <p>■指定された仕様、規格に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●構造（容量）計算書</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定、運転を指示し確認する。</p>
<p>-2 水処理施設機械設備</p> <p>-1 掻き寄せ機</p> <p>4-1-1の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査方法に準ずる。</p>
<p>-2 攪拌機</p> <p>4-1-1の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査方法に準ずる。</p>
<p>-3 ブロワー</p> <p>4-1-1の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査方法に準ずる。</p>
<p>-4 小型ポンプ</p> <p>4-1-1の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1の検査方法に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-3 薬品注入設備</p> <p>-1 貯蔵タンク</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・防液堤の容量が適切であること。</li> <li>・越流管、排気管の接続先が適切であること。</li> <li>・タラップ、点検架台の安全措置が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> <li>・液体名、方向が明示されていること。</li> <li>・薬品に関する取扱注意事項が掲示されていること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> </ul>	<p>■各関係法令に適合していること。</p> <p>■指定された仕様、規格に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</p> <p>●機材容量選定に関わる各種計算書等</p> <p>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</p> <p>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</p> <p>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</p> <p>●その他性能機能を証明、保証する書類</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。</li> </ul>	
-2 注入装置 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-3 配管設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 排水処理、脱臭設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 揚水等ポンプ設備 -1 揚水、取水、送配水、配水ポンプ -1 機材  -2 配管、配線等の接続  -3 据付状況	<b>【機材】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属設備が具備されていること。</li> </ul> <b>【施工】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> <li>・計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各関係法令に適合していること。</li> <li>■指定された仕様、規格に適合していること。</li> </ul> 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> 施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> 写真及び現場において出来映えを確認する。

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示 -5 運転状況	<b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。	試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。

# 様式作成上の留意事項

## 目 次

1. 1号様式作成上の留意事項	223
2. 2号様式作成上の留意事項	225
3. 3号様式作成上の留意事項	227
4. 4号様式作成上の留意事項	229
5. 5号様式作成上の留意事項	231
6. 6号様式作成上の留意事項	233
7. 7号・7号の1様式作成上の留意事項	235
8. 8号様式作成上の留意事項	239
9. 参考例1：単年度工事 出来形調書	241
10. 参考例2：債務負担行為に係る工事 出来形調書	242
11. 参考例3：打切清算調書	243
12. 参考例4：別記様式7 出来高確認書	244

## (1号様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第5条関係の処理

- (1) 受注者から完成（出来形・中間）通知書を受理した日から起算して14日以内に検査を完了しなければならない。
- (2) 本庁検査分については、受理した日から5日以内に課長あて報告すること。

### 2. 検査要綱の運用関係の処理

- (1) 整理番号は技術管理課において記載する。
- (2) 事業所管課は当該工事を担当する本庁の主務課をいう。
- (3) 年度欄は、当該発注年度を記載する。
- (4) 予算区分には、「公共」「県単」「企業」「その他」のほか、( )に債務・繰越・受託等について記載する。
- (5) 受注者の氏名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は事業主名を記載する。
- (6) 変更設計金額は最終変更額とする。
- (7) 精算金額は、水道局を除き記載しない。
- (8) 完成（出来形）金額欄においては、出来形に該当する場合は請負代金相当額（出来形設計金額に請負比率を乗じて得た額）を記載する。
- (9) 該当しない不要な文字は、2線をもって抹消する。
- (10) 作成は2枚組とする。（1枚目は起案所属用、2枚目は報告用とする。）
- (11) この様式は手直し工事の完成について準用する。
- (12) 手直し工事の場合は備考欄に「令和〇年〇月〇日付け技第〇〇号に基づく手直し工事指示書による完成報告書」と朱書する。

### 3. その他の処理

- (1) 中間検査の場合は、完成（出来形）金額欄及び今回支払額欄は記入を要しない。
- (2) 出来形検査の場合の今回支払額は、1,000円未満を切り捨てた額を記入する。
- (3) 打切り精算の場合は、工事打切精算報告書とし、出来形金額欄を打切精算額と読み替え、金額は設計精算金額に請負比率を乗じた金額を記入する。打切精算年月日は契約解除日以降とし速やかに定める。

また、本留意事項で作成する様式のほか、精算設計書及び「千葉県における倒産時対応マニュアル(平成21年3月：県土整備部建設・不動産課)」の出来高確認書（別記様式7、参考例-4）を作成する。

- (4) 部分引渡しを行う場合は、工事出来形報告書の出来形部分の下に( )で「部分引渡し」と表示する。
- (5) 部分使用を行う場合は、工事中間報告書の中間部分の下に( )で「部分使用」と表示する。

※整理番号	〇〇
事業所管課	県土整備部〇〇課

〇〇第〇〇号の〇〇

令和 4年 2月25日

県土整備部 技術管理課長 様

〇〇土木事務所長

## 工 事 完 成 報 告 書

このことについて、下記のとおり報告します。

## 記

発注年度	令和3年度	予算区分	公共(繰越)
路線・河海 事業名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業		
工事番号及び 工事名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事		
工事箇所	〇〇市△△地先		
受注者	住所	千葉市中央区〇〇町〇丁目〇番地	
	氏名	〇〇建設株式会社	
当初設計金額	80,000,000円	契約年月日	令和 3年 6月 1日
変更設計金額	90,000,000円	着工年月日	令和 3年 6月 2日
精算金額	—円	完成期限	令和 4年 2月25日
請負代金額	81,000,000円	完成年月日	令和 4年 2月25日
既支払額	28,000,000円	完成通知書 受付年月日	令和 4年 2月25日
完成金額	81,000,000円	今回支払額 (残額)	53,000,000円 (0)
備考	1. 第1号様式と第3号様式の5部複写とする。 2. 第1号様式(第1枚目)は起案所属用、第1号様式(第2枚目)は報告用とし 第3号様式とともに提出のこと。		

## (2号様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第5条関係の処理

- (1) 課長は、工事完成（出来形・中間）報告があったときは、当該工事に係る検査監を指定し検査実施通知書を主務課長又は所属長及び受注者(出先機関経由)に通知する。
- (2) 出先機関の検査について、所属長は前項と同じく通知書により通知する。

### 2. 要綱の運用通達関係の処理

- (1) 受注者の氏名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は事業主名を記載する。
- (2) この様式は手直し工事の検査について準用する。
- (3) 手直し工事の場合は備考欄に「手直し工事の検査」と朱書する。
- (4) 該当しない不要な文字は、2線をもって抹消する。
- (5) 作成は3枚組とする。(出先機関は2枚組) 受注者への通知の発には「千葉県」を付ける。  
(例) 千葉県県土整備部技術管理課長、千葉県千葉土木事務所長

### 3. その他の処理

- (1) 打切精算の場合は、受注者への工事検査実施通知書を作成しない。
- (2) 出先用の決裁欄の職名は、各機関の決裁ルートとする。

課 長	副 課 長	主査(調整)	担 当
副技監兼室長	確認者		室 員

〇〇第〇〇号の〇〇

令和4年2月25日

伺い、本書のとおり検査監を指定し検査の実施について通知してよろしいか。

発注機関の長

〇〇土木事務所長 様

受注者名

〇〇建設株式会社 様

県土整備部 技術管理課長

(公印省略)

## 工 事 検 査 実 施 通 知 書

このことについて下記のとおり完成検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	令和4年3月1日
検査監氏名	千葉 太郎
路線・河海 事業 業 名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業
工事番号及び 工 事 名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事
工 事 箇 所	〇〇市△△地先
受 注 者	〇〇建設株式会社
請 負 代 金 額	81,000,000 円
備 考	226

### (3号様式作成上の留意事項)

#### 1. 検査要綱第8条関係の処理

- (1) 工事検査調書により復命する。
- (2) 工事認定通知書（別記様式第6号）に添付する。

#### 2. 要綱の運用通達関係の処理

- (1) 記載要領は様式第1号に同じ。
- (2) 該当しない不要な文字は、2線をもって抹消する。
- (3) 手直し指示がある場合は、備考欄に「別紙手直し工事指示書のとおり補修（又は改造）を必要とする。」と記入し、検査監が署名をする。また、手直し工事の完了検査復命時には、「令和〇年〇月〇日検査の結果、手直し工事の完成を認める」と記入し、検査監が署名をする。
- (4) 作成は2枚組とする。

#### 3. その他の処理

- (1) 出来形検査の場合は、出来形調書を添付する。
- (2) 打切り精算の場合は、様式第1号に同じ。
- (3) 出先用の決裁欄の職名は、各機関の決裁ルートとする。

課長	副課長	主査(調整)	担当
副技監兼室長	確認者		室員

※整理番号	〇〇
事業所管課	県土整備部〇〇課

令和 4年 3月 1日

工事検査の結果について下記のとおり復命します。  
及び決裁のうへは、様式第6号により認定通知、及び  
様式第7号により検査結果を通知してよろしいか。

検査監 千葉 太郎

## 工事検査調書

令和4年3月1日 設計図書に基づき検査の結果、下記のとおり完成を認める。

記

所属名 〇〇土木事務所

発注年度	令和3年度	予算区分	公共(繰越)
路線・河海 事業名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業		
工事番号及び 工事名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事		
工事箇所	〇〇市△△地先		
受注者	住所	千葉市中央区〇〇町〇丁目〇番地	
	氏名	〇〇建設株式会社	
当初設計金額	80,000,000円	契約年月日	令和3年6月1日
変更設計金額	90,000,000円	着工年月日	令和3年6月2日
精算金額	—円	完成期限	令和4年2月25日
請負代金額	81,000,000円	完成年月日	令和4年2月25日
既支払額	28,000,000円	完成通知書 受付年月日	令和4年2月25日
完成金額	81,000,000円	今回支払額 (残額)	53,000,000円 (0)
備考	検査立会人 県側 〇〇課長 〇〇 一郎 受注者 現場代理人 〇〇 五郎 主査 〇〇 二郎 監理技術者 △△ 六郎		

#### (4号様式作成上の留意事項)

##### 1. 検査要綱第8条関係の処理

- (1) 工事成績評定表は各検査ごとに2部作成する。
- (2) 出先検査監検査は1部とする。

##### 2. 要綱の運用関係の処理

- (1) 「工事成績評定等実施要領」により、1件の請負代金額が500万円以上の建設工事を対象とし評定する。
- (2) 500万円から1,000万円未満の工事については、考査項目別運用表を省略して、評定をすることができる。
- (3) 主たる工種で評定することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位2工種に留めることとし、2工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させる。  
なお、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先して上位2工種に取り込むこととする。
- (4) 評定表は所属において検査を実施する日までに所要事項を記載し検査監に提出する。
- (5) 工事特性は、施工条件等への対応について加点評価する。評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。
- (6) 創意工夫は、施工や品質等について、受注者が自ら立案実施した創意工夫や技術力を加点評価する。評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。
- (7) 社会性等の評価は、地域社会や住民に対する貢献について、主任監督員が加点評価する。
- (8) 法令遵守等は、工事事務等による減点について、主任監督員が記入する。
- (9) 総合評価項目不履行による減点は、主任監督員が記入する。
- (10) 各考査項目ごとの採点は、監督員は別紙-1、主任監督員は別紙-2、検査監は別紙-3によるものとし、検査監の評価に先立ち、監督員・主任監督員が記入する。  
ただし、公共建築工事については、それぞれ別紙-4、別紙-5、別紙-6によるものとする。
- (11) 請負代金額(最終)は完成検査のみ記入する。
- (12) 出来形(部分引渡し)の場合は、主任監督員、監督員及び検査監が各々評定を行い、完成検査の際に、完成検査時の評定点を金額により加重平均を行い評定する。

##### 3. その他の処理

- (1) 工事成績評定表は各検査ごとに第3号様式に添付し決裁を受けた後、1部を認定通知書とともに通知する。
- (2) 「工事成績採点の考査項目別運用表」対象工事は、別記第4号様式「工事成績評定表」と併せて「工事成績採点の考査項目別運用表」及び「施工プロセスのチェックリスト」を発注者が保管する。
- (3) 打切り精算の場合、本調書は作成しない。

工 事 成 績 評 定 表 完 成														技 術 管 理 課 長			室 長			総 括 監 督 員									
検査年月日 令和 4 年 3 月 1 日 事業所管課 県土整備部〇〇課 課・事務所名 〇〇土木事務所																													
路線・河海 事業名		一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業				工事番号 及び工事名		工事番号 第 〇〇 号 広域河川改修工事						請負代金額 (当初)		72,000,000 円			請負代金額 (最終)		81,000,000 円								
受注者		千葉市中央区〇〇町〇丁目 〇番地		現場代理人		〇〇 五郎		工期		当初 自 令和 3 年 6 月 2 日 至 令和 4 年 1 月 3 1 日				工事 概要		〇〇工 L=〇〇m △△工 L=〇〇m													
住所・氏名		〇〇建設株式会社		主任技術者		-				変更 自 令和 3 年 6 月 2 日 至 令和 4 年 2 月 2 5 日																			
考 査 項 目		監督員					主任監督員					検査監 (出来形・中間)					検査監 (完成)												
		氏名 〇〇 二郎 印					氏名 〇〇 一郎 印					氏名 千葉 太郎 印					氏名 千葉 太郎 印												
項 目		細 別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制		I. 施工体制一般		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
		II. 配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2. 施工状況		I. 施工管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10							+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	
		II. 工程管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15														
		III. 安全対策		+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15														
		IV. 対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ		I. 出来形		+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
		II. 品質		+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0							+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
		III. 出来ばえ													+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0	-5	-	
4. 工事特性		I. 施工条件等への対応									+ 4	(20)	0																
5. 創意工夫		I. 創意工夫		+ 3	(7)	0																							
6. 社会性等		I. 地域への貢献等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-														
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+14.0 点					+13.0 点					. 点					+15.0 点												
評定点 (65±加減点合計)		① 79.0 点					② 78.0 点					③ . 点					④ 80.0 点												
7. 評 定 点 計		79.2 点		○出来形(中間)検査があった場合 : (① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.2 + ④ 点×0.2) = ※但し、③ (出来形、中間) が2回以上の場合には平均値 ○出来形(中間)検査がなかった場合 : (① 79.0 点×0.4 + ② 78.0 点×0.2 + ④ 80.0 点×0.4) = 79.2 点																									
8. 加重平均による評定点		—— 点																											
9. 法令遵守等 ⑤		- 0 点																											
10. 評 定 点 合 計 ⑥		79 点 ○8.評定点計( 79.2 点) - 9.法令遵守等( 0 点) = 79.2 点																											
11. 総合評価項目不履行による減点		無 し																											
所 見		[監督員] 契約図書に基づき適正に施工され、品質に対する工夫も認められた					[主任監督員] 契約図書に基づき適正に施工されるとともに、周辺環境に配慮する等、地域との調和が図られた					[検査監] 良好と認める																	

注 1) 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4、5、6 の評定(加点合計) = 評定点  
 各評定点(①~④)は小数点第1位まで記入する。 請負金額500万円以上の建設工事を対象とする。  
 2) 出来形、中間検査があった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2 = 評定点計  
 出来形、中間検査がなかった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ④×0.4 = 評定点計  
 3) 出来形、中間検査があわせて2回以上あった場合、検査点は出来形、中間検査を合わせた平均点で計算する230

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(小数1位を四捨五入)  
 5) 出来形、中間検査の場合、対象工事内容を「工事概要」欄に記入する。  
 6) 出来形、中間検査完了後、認定通知書と共に評定表を所属に返還する。  
 7) 出来形、中間検査時の考査・評定は検査監のみである。

## (5号様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第8条関係の処理

- (1) 主務課長又は所属長は、指示を受けたときは、指示書により直ちに当該検査に係る工事の受注者に補修・改善を指示する。
- (2) 出先機関検査も準用する。

### 2. 要綱の運用関係の処理

- (1) 受注者の氏名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は事業主名を記載する。
- (2) 該当しない不要な文字は、2線をもって抹消する。
- (3) 指示事項は、原則として箇条書きとし、当該指示すべき事項を簡明に記載する。
- (4) 受注者に通知する場合は、本文中「措置」の文字を抹消すること。
- (5) 作成は2枚組とする。

### 3. その他の処理

- (1) 打切り精算の場合、本調書は作成しない。

〇〇第〇〇号の〇〇  
令和4年 3月 1日

〇〇土木事務所長 様  
(受注者)

県土整備部 技術管理課長 ㊟  
(〇〇土木事務所長)

## 手直し工事指示書

令和4年 3月 1日検査の結果、下記のとおり手直しを必要とするので、措置（補修又は改造）してください。

### 記

路線・河海 事業名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業				
工事番号及び 工事名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事				
工事箇所	〇〇市△△地先				
受注者	住所	千葉市中央区〇〇町〇丁目〇番地			
	氏名	〇〇建設株式会社			
請負代金額	81,000,000円				
手直し工事期限	令和4年 3月30日	県側 立会者	〇〇課長 〇〇 一郎	請負者側 立会者	現場代理人 〇〇 五郎
手直し工事指示事項	指示すべき事項を箇条書に簡明に記載する。 (例) 1 橋台胸壁の〇〇〇〇補修 2 取付擁壁の〇〇〇〇補修				
備考					

## (6号様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第11条関係の処理

- (1) 課長は、認定通知書に検査調書を添付して通知する。
- (2) 課長は認定の際、受注者に「検査結果」を出先機関経由で通知する。

### 2. 要綱の運用関係の処理

- (1) 受注者の氏名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は事業主名を記載する。
- (2) 該当しない不要な文字は、2線をもって抹消する。
- (3) 2枚組とする。1枚目は技術管理課とする。
- (4) 完成（出来形）金額欄においては、出来形に該当する場合は、請負代金相当額（出来形設計金額に請負比率を乗じて得た額）を記載する。中間の場合は完成（出来形）金額欄及び今回支払額欄は記入を要しない。

### 3. その他の処理

- (1) この認定通知をする場合に別途提出されている「工事成績評定表」2部の（所定事項を記載し、決裁を受けたもの）うち、1部を添付する。
- (2) 打切り精算の場合は、工事打切精算認定通知書とする。

発注機関の長

〇〇土木事務所長 様

県土整備部 技術管理課長

## 工事認定通知書

このことについて、下記のとおり完成を認定する。

### 記

検査年月日	令和 4年 3月 1日			
検査監	千葉 太郎			
路線・河海 事業名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業			
工事番号及び 工事名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事			
工事箇所	〇〇市△△地先			
請負代金額	81,000,000 円	工事	契約年月日	令和 3年 6月 1日
			完成年月日	令和 4年 2月 25日
完成金額	81,000,000 円		既支払額	28,000,000 円
			今回支払額	53,000,000 円
受注者	〇〇建設株式会社			

(注) 同封の検査結果通知書を請負者に送付してください。

## (7号・7号の1様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第11条関係の処理

- (1) 課長が認定したときは、検査結果を受注者に通知する。(出先機関経由)
- (2) 出先機関検査も準用する。

### 2. 要綱の運用関係の処理

- (1) 別記第6号様式の記載要領に同じ。

### 3. その他の処理

- (1) 結果通知書の伺いは検査調書の伺いと同時に行う。
- (2) 出来形、中間検査の評定点は記入しない。
- (3) 打切り精算の場合、本調書は作成しない。

### 4. 項目別評定点(別記第7号の1様式)の処理

- (1) 完成検査の場合は、項目別評定点(別記第7号の1様式)を作成し、工事検査結果通知書(別記第7号様式)に添付する。(工事成績評定等実施要領第7参照)
- (2) 項目別評定点の作成は、検査監が行う。
- (3) 項目別評定点は、工事成績評定結果公表要領の対象としない。
- (4) 項目別評定点の算定は、別紙(参考)項目別評定点算定表により算出する。

受注者名

〇〇建設株式会社 様

千葉県県土整備部技術管理課長

## 工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成を認めます。

記

検査年月日	令和 4年 3月 1日			
検査監	千葉 太郎			
路線・河海 事業名	一級河川〇〇川水系〇〇川 広域河川改修事業			
工事番号及び 工事名	工事番号 第〇〇号 広域河川改修工事			
工事箇所	〇〇市△△地先			
請負代金額	81,000,000円	工事	契約年月日	令和 3年 6月 1日
			完成年月日	令和 4年 2月 25日
完成金額	81,000,000円		既支払額	28,000,000円
			今回支払額	53,000,000円
評定点	79点	総合評価項目 不履行による減点		無し
備考				

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.10 / 3.3点
	II. 配置技術者	3.50 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	11.20 / 13.0点
	II. 工程管理	6.10 / 8.1点
	III. 安全対策	7.50 / 8.8点
	IV. 対外関係	2.90 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	12.10 / 14.9点
	II. 品質	13.40 / 17.4点
	III. 出来ばえ	6.50 / 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	4.10 / 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	4.10 / 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	4.70 / 5.2点
9. 法令遵守等（減点のみ）		0.00 点
11. 総合評価項目不履行による減点		0.00 点
評 定 点 合 計		79 / 100点

注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

## 項目別評定点算定表

評価項目	細別	①監督員	②主任監督員	③検査監 (既済中間・出来形検査評定点) (2回以上は平均点)	④検査監(完成)	評定点 ／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$0.5 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>3.10 点</b>				<b>3.10 点</b> ／ (3.3点)
	II. 配置技術者	$1.5 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>3.50 点</b>				<b>3.50 点</b> ／ (4.1点)
2. 施工状況	I. 施工管理	$2.0 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>3.70 点</b>		( )	$2.5 \times 0.4 + 6.5 =$ <b>7.50 点</b>	<b>11.20 点</b> ／ (13.0点)
	II. 工程管理	$0.0 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>2.90 点</b>	$0.0 \times 0.2 + 3.2 =$ <b>3.20 点</b>			<b>6.10 点</b> ／ (8.1点)
	III. 安全対策	$2.5 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>3.90 点</b>	$1.5 \times 0.2 + 3.3 =$ <b>3.60 点</b>			<b>7.50 点</b> ／ (8.8点)
	IV. 対外関係	$0.0 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>2.90 点</b>				<b>2.90 点</b> ／ (3.7点)
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$2.0 \times 0.4 + 2.8 =$ <b>3.60 点</b>		( )	$5.0 \times 0.4 + 6.5 =$ <b>8.50 点</b>	<b>12.10 点</b> ／ (14.9点)
	II. 品質	$2.5 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>3.90 点</b>		( )	$7.5 \times 0.4 + 6.5 =$ <b>9.50 点</b>	<b>13.40 点</b> ／ (17.4点)
	III. 出来ばえ			( )	$0.0 \times 0.4 + 6.5 =$ <b>6.50 点</b>	<b>6.50 点</b> ／ (8.5点)
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応		$4.0 \times 0.2 + 3.3 =$ <b>4.10 点</b>			<b>4.10 点</b> ／ (7.3点)
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	$3.0 \times 0.4 + 2.9 =$ <b>4.10 点</b>				<b>4.10 点</b> ／ (5.7点)
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等		$7.5 \times 0.2 + 3.2 =$ <b>4.70 点</b>			<b>4.70 点</b> ／ (5.2点)
9. 法令遵守等(減点のみ)			$0.0 \times 1.0 =$ <b>0.00 点</b>			<b>0.00 点</b>
11. 総合評価項目不履行による減点			$0.0 \times 1.0 =$ <b>0.00 点</b>			<b>0.00 点</b>
評定点合計						<b>79.20 点</b> ／ (100点)

注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

※ 既済中間・出来形検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点 (既済中間・出来形検査が2回以上の場合は平均点とする。)

※ 既済中間・出来形検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点割合を百分率で示す。

監督員基本点 (2.9点) 算出根拠

標準点 65点 × 0.4 (監督員の評定割合) / 9 (細別数)

主任監督員基本点 (3.3, 3.2点) 算出根拠

標準点 65点 × 0.2 (監督員の評定割合) / 4 (細別数)

検査監基準点 (6.5点) 算出根拠

標準点 65点 × 0.4 (監督員の評定割合) / 4 (細別数)

## (8号様式作成上の留意事項)

### 1. 検査要綱第13条関係の処理

(1) 各四半期ごとにとりまとめ翌月10日までに課長に報告する。

### 2. 要綱の運用関係の処理

(1) 100万円を超える工事の検査について報告する。

ただし、技術管理課検査分は除外して報告する。

(2) 中間検査欄は件数のみを記入し、金額の記入を要しない。

(3) 出来形検査欄は、件数と出来形支払額を記入する。

(4) 完成検査欄は、件数と完成金額を記入する。

(5) 事業区分欄のその他( )の欄は受託事業等を記入する。

なお、公共と県単の合併等工事は、公共欄に記入する。

(6) 公営企業は企業欄に記入する。

(7) 低入札及び総合評価方式について、それぞれ内数として記入する。

### 3. その他の処理

(1) 建設工事の検査を対象とし、委託、修繕等を除く。

ここで、委託とは、委託設計業務・管財課所管の委託等をいい、修繕等とは管財課所管のものをいう。

別記第8号様式

検査執行状況報告書（令和 年度 第 四半期分）

所属名

単位：円

		公 共		県 単		企 業		その他（ ）		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
中 間	全体										
	その内	低入札	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	総合評価	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
出 来 形	全体										
	その内	低入札	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	総合評価	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
完 成	全体										
	その内	低入札	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	総合評価	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	全体										
	その内	低入札	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	総合評価	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

[参考例1：単年度工事]

## 出 来 形 調 書

(令和 年 月 日現在)

所属名      ○○土木事務所

事業名      □ □ 事業

---

工事名      △ △ 工事

---

工事箇所    ○○市 ×× 地先

---

受注者住所    ○○市 ×× 1-1-1

---

氏            名      株式会社 ▽ ▽ 建設

---

区 分	金 額	摘 要
① 設 計 金 額	84,000,000	
② 請 負 代 金 額	77,700,000	
③ 前 払 金 額	31,080,000	
④ 出 来 形 設 計 金 額	58,437,750	
⑤ 請 負 代 金 相 当 額	54,054,918	④×②/①≒ 54,054,918
⑥ 出 来 形 支 払 相 当 額	48,649,426	⑤×9/10≒ 48,649,426
⑦ 前 払 金 償 却 額	21,621,968	③×⑤/②
⑧ 出 来 形 支 払 可 能 額	27,027,458	⑥-⑦
⑨ 前 回 ま だ の 支 払 済 額	31,080,000	
⑩ 今 回 支 払 額	27,000,000	⑩ ≤ ③ + ⑥ - ⑦ - ⑨
備 考	※ ③+⑥-⑦-⑨= 27,027,458 ※ ②/①は端数処理をしない。	

注：⑤請負代金相当額、⑥出来形支払相当額は円未満切り捨て、⑦前払金償却額は円未満切り上げとする。

[参考例2:債務負担行為に係る工事]

# 出 来 形 調 書

(令和 年 月 日現在)

所属名           〇〇土木事務所          

事業名           □□事業          

工事名           △△工事          

工事箇所           〇〇市 ×× 地先          

受注者住所           〇〇市 ×× 1-1-1          

氏 名           株式会社 ▽ ▽ 建設          

区 分	金 額	摘 要
① 設 計 金 額	630,000,000	
② 請 負 代 金 額	588,000,000	
③ 当該会計年度前払金額	120,000,000	
④ 出 来 形 設 計 金 額	595,932,750	
⑤ 請 負 代 金 相 当 額	556,203,899	④ × ② / ① ≒ 556,203,899
⑥ 出 来 形 支 払 相 当 額	500,583,509	⑤ × 9 / 10 ≒ 500,583,509
⑦ 前年度迄の出来高予定額	105,000,000	
⑧ 当該会計年度の出来高予定額	420,000,000	
⑨ 前 払 金 償 却 額	120,000,000	(⑤-⑦) × ③ / ⑧ ≒ 128,915,400 > 120,000,000 ∴ ⑨ = 120,000,000
⑩ 前会計年度迄の支払金額	100,000,000	
⑪ 当該会計年度の部分支払金額	0	
⑫ 今回出来形支払可能額	280,583,509	⑥ - (⑩ + ⑪) - ⑨
⑬ 今 回 支 払 額	280,000,000	< ⑫

  

備     考	債務負担行為に係る会計年度別支払限度額		
	年度	出来高予定額	支払限度額(契約書第40条参照)
	△△年度	105,000,000 円	100,000,000 円
	〇〇年度	420,000,000 円	400,000,000 円
	□□年度	63,000,000 円	88,000,000 円
	計	588,000,000 円	588,000,000 円

注：⑤請負代金相当額、⑥出来形支払相当額は円未満切り捨て、⑨前払金償却額は円未満切り上げとする。

②/①は端数処理をしない。

[参考例-3]

## 打 切 精 算 調 書

(令和 年 月 日現在)

事務所名 ○○土木事務所

事業名

工事名

工事箇所

受注者住所

氏 名

区 分	金 額	摘 要
① 設 計 金 額		
② 請 負 代 金 額		
③ 前 払 金 額		
④ 出来形設計金額		
⑤ 請負代金相当額		=④×(②/①)
⑥ 出来形支払相当額	—	
⑦ 前払金償却額	—	
⑧ 出来形支払可能額		=⑤
⑨ 前回までの支払済額		
⑩ 今回支払額		=⑤-⑨
備 考	※ ②/①は端数処理をしない。 ※ ⑤請負代金相当額は円未満切り捨てとする。	

[参考例－4]

別記様式7 (打切精算用)

出来高確認書

1	工 事 名			
2	出来高確認日	令和	年	月 日 ( )
3	確認日現在出来高	¥		円 ( ) %
4	確認検査員	所属名		
		職・氏名		印
5	立会人	所属名		
		職・氏名		印
6	受注者	所属名		
		職・氏名		印
7	保証会社	会社名		
		職・氏名		印

- ※1 原本を3部作成 (発注者、受注者、保証会社)
- 2 工事出来高検査調書 (写) を添付
- 3 受注者の取締役社長が出席できないときは、現場代理人等責任能力のある者の立会いを求める。